備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　この届書の提出部数は、１通とすること。
３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第三十五（第26条第５項及び第26条の２第３項関係）

整理番号　（注１）		

廃止措置計画変更届

年　月　日

文部科学大臣　殿

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第28条第３項の規定により、別紙のとおり、変更後の廃止措置計画を添えて、廃止措置計画の変更を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあつては、その代表者の氏名		
住所		郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
許可証の年月日及び番号、法第３条の２第１項の届出をした年月日、法第３条の３第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日（注２）		年　月　日
工場又は事業所廃棄事業所等（注３）	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注４）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
変更年月日		年　月　日
変更の内容		
変更の理由		

注　１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
２　「許可証の年月日及び番号、法第３条の２第１項の届出をした年月日、法第３条の３第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日」　法第３条の２第１項、法第３条の３第１項又は法第４条第１項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
３　「工場又は事業所廃棄事業所等」　届出販売業者又は届出賃貸業者にあつては、事務上の連絡先について記載すること。
４　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　廃止措置計画中変更に係る箇所には、傍線を引くこと。
３　この届書の提出部数は、１通とすること。
４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法の施行の際現に使用している放射線発生装置（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第七十号）第三条の規定によりなお従前の例によるとされた改正法による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第三条第一項本文の許可及び旧法第十条第二項本文の許可のそれぞれに係る放射線発生装置を含む。）に係るこの省令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十四条の七第一項第七号の二及び第九号並びに新規則第十四条の十一第一項第四号、第五号、第八号及び第十号の規定の適用については、この省令の施行の日から起算して二年間は、なお従前の例による。

２　改正法の施行の際現に保管又は保管廃棄している放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物に係る新規則第十四条の七第一項第七号の二及び第九号並びに新規則第十四条の十一第一項第八号及び第十号の規定の適用については、この省令の施行の日から起算して二年間は、なお従前の例による。

３　新規則第三十九条第三項の規定による報告書の様式については、新規則別記様式第十五の様式にかかわらず、改正省令の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。

○文部科学省令第九号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十号）の施行に伴い、並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、登録認証機関等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日　文部科学大臣　平野　博文

登録認証機関等に関する規則の一部を改正する省令

登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　登録試験機関（第七十二条―第八十四条）」を「第七章　登録試験機関（第七十二条―第八十五条）」に、「第八章　登録資格講習機関（第八十五条―第九十八条）」を「第九章　登録資格講習機関（第九十九条―第百十条）」に、「第九章　登録定期講習機関（第百十一条―第百二十一条）」に、「第十章　雑則（第百二十二条）」を「第十章　登録定期講習機関（第百十一条―第百二十一条）」に、「第十章　雑則（第百二十二条）」を「第十一章　雑則（第百二十二条）」に改める。